

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部改正 予 算 経 理 課 1 頁

お 知 ら せ

平成24年 6月29日付け三重県公報第2406号に、教育関係事業補助金等交付要綱について次のように告示されました。

三重県告示第464号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成24年 6月29日

三重県知事 鈴木 英 敬

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3号の項（A）の欄を次のように改める。

学校体育大会負
担（補助）金

別表第1第3号の項（C）の欄を次のように改める。

中学校、高等学校及び
特別支援学校の体育大
会の開催に要する経費

別表第1第3号の項（E）の欄中

東海地区豊学校
体育連盟

を

東海地区豊学校
体育連盟
全国中学校体育
大会三重県実行
委員会

に改める。

別表第1第5号の項（A）の欄及び（B）の欄中「高等学校」を「高等学校等」に改め、同項（C）の欄を次のように改める。

高等学校等の全国及び
ブロックの体育大会へ
生徒を派遣するために
要する経費

別表第1中第6号の項及び第7号の項を削り、第8号の項を第6号の項とし、第9号の項を第7号の項とし、第10号の項を第8号の項とし、第11号の項を削り、第12号の項を第9号の項とし、第13号の項から第15号の項までを3号ずつ繰り上げ、第16号の項及び第17号の項を削り、第18号の項を第13号の項とし、第19号の項（A）の欄を次のように改める。

就学を支援する外国人児童生徒受入促進事業補助金

別表第1第19号の項（E）の欄を次のように改める。

市町等

別表第1第19号の項を同表第14号の項とし、同表第20号の項（A）の欄及び（B）の欄を次のように改める。

地域による学力向上支援事業補助金	地域住民の知識・技能を活用した学習支援等を行い、子どもたちの学力向上を図る。
------------------	--

別表第1第20号の項（C）の欄中「学校支援活動等」を「学習及び学習環境整備に係る支援活動等」に改め、同項を同表第15号の項とし、同表中第21号の項を第16号の項とし、第22号の項を第17号の項とし、第23号の項を第18号の項とし、同表に次のように加える。

19	小中学校防災機能強化補助金	地震、津波等自然災害発生時の児童生徒の安全を確保し、被害の軽減を図るため、小中学校の防災機能を強化する。	次に掲げる経費 (1) 防災機器等の整備 (2) 備品等の転倒落下防止対策 (3) ガラス飛散防止対策	教育長が別に定める。	市町等
20	早期からの一貫した教育支援体制整備事業補助金	発達障がいを含む全ての障がいのある幼児児童生徒の特別支援教育の総合的な推進を図る。	早期からの一貫した教育支援体制の整備に係る費用	教育長が別に定める。	市町等

別表第2を次のように改める。

区分	(A) 補助金等の名称	(B) 規則第20条第1項ただし書の規定により財産処分の制限をする期間	(C) 規則第20条第1項第2号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
1	文化財保護事業補助金	補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件（平成14年文部科学省告示第53号）に定められている処分制限期間に相当する期間	1件の取得価額又は効用の増加価額が50万円以上の機械及び器具
2	カモシカ食害対策事業補助金		
3	小中学校防災機能強化補助金		

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成24年度分の補助金等から適用する。

発 行
津 市 広 明 町 1 3 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社